

## 北広島市井戸衛生対策要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)に定めるもののほか、北広島市に設置される井戸の衛生対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出)

第2条 井戸を設置しようとする者(専用水道を設置しようとする者を除く。)は、市長に対し、あらかじめ井戸設置届(別記第1号様式)により届け出るものとする。

2 井戸を設置した者は、前項の井戸設置届の記載事項に変更があったときは、市長に対し、速やかに井戸届出事項変更届(別記第2号様式)により届け出るものとする。

3 井戸を設置した者は、当該井戸が廃止されたときは、市長に対し、井戸廃止報告書(別記第3号様式)により報告するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。